

—(案)—

平成23年4月10日

原子力災害対策本部長 殿

原子力安全委員会

平成23年4月10日付で原子力災害対策特別措置法第20条第5項に基づいて意見を求められた件について、同項の規定に基づき別添の通り意見を述べます。

(別添)

「計画的避難区域」と「緊急時避難準備区域」 の設定について

1. 「計画的避難区域」の設定

- (1) 福島第一原子力発電所から半径20km以遠の周辺地域において、気象条件や地理的条件により、同発電所から放出された放射性物質の累積が局所的に生じ、積算線量が高い地域が出ている。これらの地域に居住し続けた場合には、積算線量がさらに高水準になるおそれがある。
- (2) このため、国際放射線防護委員会（ICRP）と国際原子力機関（IAEA）の緊急時被ばく状況における放射線防護の基準値（年間20～100ミリシーベルト）を考慮して、事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある区域を「計画的避難区域」とすることを提案する。
- (3) 「計画的避難区域」の住民等の方には別の場所に計画的に避難してもらうことが求められる。

2. 「緊急時避難準備区域」の設定

- (1) 同発電所の事故の状況がまだ安定していないため、現在、「屋内退避区域」となっている半径20kmから30kmの区域については、今後なお、緊急時に屋内退避や避難の対応が求められる可能性が否定でき

ない状況にある。

- (2) このように、同発電所の事故の状況がまだ安定せず緊急に対応することが求められる可能性があり得ることや屋内退避の現況を踏まえ、現在の「屋内退避区域」で上記 1. の「計画的避難区域」に該当する区域以外の区域を「緊急時避難準備区域」とすることを提案する。
- (3) この区域の方には、常に緊急時に屋内退避や避難が可能な準備をしておいていただくことが必要である。
- (4) 「緊急時避難準備区域」においては、引き続き自主的避難をすることが求められる。特に、子供、妊婦、要介護者、入院患者の方などは、この区域に入らないようにすることが強く求められる。
- (5) 勤務等のやむを得ない用務等を果たすために同区域内に入ることは妨げられないが、その場合も常に屋内退避や自力での避難ができるようにすることが求められる。

3. 「計画的避難区域」と「緊急時避難準備区域」の設定の見直し

- (1) 「計画的避難区域」と「緊急時避難準備区域」の設定のあり方については、同発電所からの放射性物質の放出が基本的に管理される状況になると判断される時点で見直しを行うことが適当である。

- (2) なお、それまでの間、さらに当該区域の環境モニタリングを強化して、関係するデータを集約・分析して、見直しの検討に資するようにする必要がある。